

第4期市川市地域福祉計画 各進管理事業詳細資料（個票）

①『地域福祉に関する情報発信』（計画書P44）

【福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり					
施策の方向		1. 情報の提供					
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
PLAN	何をすべきか (事業概要)	市公式Webサイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。					
	具体的な 取り組み計画	現状において取り組みの狭間になっている福祉に関する総合的・組織横断的な情報発信について、改善の取り組みを進める。	既存Webページの、利用者目線での整理に取り組む。	市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリについて見直しの検討を行う。			
DO	実施した 取り組み内容	市公式Webサイト内に、市川市の「地域包括ケアシステム」に関し周知するページを新たに作成した。	市の様々な部署で実施している高齢者向けの介護予防・健康づくりに資する取り組みを一体的に情報発信するWebページを作成した。				
CHECK	評価	B	B				
	評価の理由	組織横断的な内容である「地域包括ケアシステム」について、関係課の意見を取り入れながらページを作成することができた。	組織横断的な内容である「介護予防・健康づくり」について、関係課の意見を取り入れながらページを作成することができた。				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	新たなWebページを作成しても、情報が整理されておらず、そこに辿り着きにくくなっている。	前年度のCHECK・ACTIONで記載した「情報の整理」という観点で若干の改善はしたものの、抜本的な解決にはいたっていない。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	課ごとにそれぞれで発信している既存のWebページを、利用者目線で、どう整理し、まとめるかという視点を持つ。	市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリについて見直しの検討を行う。				

②『相談支援体制の整備』（計画書P46）

【福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり					
施策の方向		2. 地域における相談支援・生活支援の充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。					
	具体的な 取り組み計画	包括的・総合的な相談支援に関する市の指針を策定する。	国の動向に係る情報を収集しながら検討を継続するとともに、前年度の整理を踏まえ可能なものから現状の問題点に対する改善策を実施していく。	国の動向に係る情報収集を継続し、その情報を踏まえ、さらなる対応策を検討する。			
	数値目標等	指針の策定	指針に基づく実施	指針に基づく実施	指針の見直し	指針に基づく実施	指針に基づく実施
DO	実施した 取り組み内容	包括的・総合的な相談支援に関する庁内検討会を設置した。当面の対応としては、引き続き分野連携の強化を図ることとし、現状生じている問題点に対する改善策の方向性を整理した。	現状の問題点に対する改善策として、 ○福祉の各制度のサービス等が記載されている資料の関係課での共有 ○対応困難な複合課題・制度の狭間のケースに関し、広く福祉関係課が集まり意見交換する会議の開催を行った。 また、中核地域生活支援センターの協力をいただき、国の動向に係る情報収集を行った。				
	実績	対応の方向性の整理	改善策の実施				
CHECK	評価	B	B				
	評価の理由	指針の策定にまでは至らなかったものの、関係課と協議のうえ、方向性の整理まで行えたため。	指針策定はしていないものの、関係課と協議のうえ、改善策の実施を行えたため。				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	国においてモデル事業実施段階であり、同規模の自治体の先行事例が少ない中で、「指針」という形式で今後の対応を決定することが難しかった。	制度の狭間のケースへの対応が困難である。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	国においてモデル事業実施状況をもとに検討を継続している状況であるため、その動向も注視しながら検討を進める必要がある。	国の動向に係る情報収集を継続し、その情報を踏まえ、さらなる対応策を検討する。				

③『成年後見制度利用支援事業』（計画書P50）

【介護福祉課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり						
施策の方向		4. 権利擁護と見守り体制の充実						
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
P L A N	何をすべきか (事業概要)	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。						
	具体的な取り組み計画	社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知・啓発、利用促進を図る。市民後見人養成研修修了者への支援を行う。	社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知・啓発、利用促進を図る。市民後見人養成研修修了者への支援を行う。	社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知・啓発、利用促進を図る。2期生市民後見人養成を実施。				
	数値目標等	相談件数	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
		PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	10	10	10	12	12	12
D O	実施した取り組み内容	社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等による相談・研修の実施。市民後見人へのフォローアップ研修、訪問活動支援。	社会福祉協議会による相談、講演会実施。高齢者サポートセンターによる講座実施。					
C H E C K	実績	相談件数	2,544	3,354				
		PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	28	17 計画していた4回はコロナのため中止				
	評価	A	A					
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	成年後見の相談窓口の周知が図られた。市民後見人の家庭裁判所への推薦まで進められなかった。	成年後見制度の周知が図られた。市民後見人が10名選任された。					
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	成年後見制度の周知・啓発、及び利用促進は継続的に実施していく。市民後見人として家庭裁判所に選任されるよう支援を継続する。	成年後見制度の周知・啓発、及び利用促進は継続的に実施していく。市民後見人が選任されたため、新たな担い手育成として市民後見養成講座を実施する。					

④『福祉サービス苦情解決事業』（計画書P52）

【こども家庭支援課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり					
施策の方向		5.サービスの質の向上					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立的かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。					
	具体的な 取り組み計画	①福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ②千葉県主催の研修に第三者委員が受講する	①福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ②千葉県主催の研修に第三者委員が受講する	①福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ②千葉県主催の研修に第三者委員が受講する			
DO	実施した 取り組み内容	①福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催した (H31.3.22) ②千葉県主催の研修に第三者委員が受講した (H30.9.11)	①福祉サービス苦情解決事業運営委員会はコロナウイルス感染症の影響を考慮し開催しなかった。 ②千葉県主催の研修に第三者委員が受講した (H31.12.6)				
CHECK	評価	A	A				
	評価の理由	計画どおりに実施できた	コロナウイルスの影響で「苦情解決第三者委員会」を中止にせざるを得なかったが、それ以外は計画どおりに実施できた。				
	取り組んでみてうまかった点・うまくいかなかった点	運営委員会開催時の現地視察施設は第三者委員任期中に同じ施設にならないようにし、なるべく近隣の施設で回れるよう配慮する。	コロナウイルスの影響で「苦情解決第三者委員会」は中止となった。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	次年度は、2年に1度の第三者委員の委嘱期にあたるため推薦者の確認を行う。	元年度は「苦情解決第三者委員会」の開催がコロナウイルスの関係で中止となってしまったが、次年度は小規模でも開催ができるように努める。				

⑤『地域ケアシステム推進事業』（計画書P54）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。					
	具体的な 取り組み計画	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う			
DO	実施した 取り組み内容	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行う	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行う				
	評価	A	A				
CHECK	評価の理由	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った				
	取り組んでみてうまくなった点・うまくいかなかった点	地域での身近な居場所作りやサロンの開催も広がっているが、地域資源の掘り起こしや担い手の発掘に向けたネットワークが必要。	新型コロナウイルス感染症の拡大により地域課題の振り返りが出来ていない。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	企業や社会福祉法人などの社会貢献活動の推進に向けアプローチを図る。庁内関連部署などと情報共有ができるよう、連携を継続して行う。	地域での会議開催時期の見極めが必要ではあるが、令和元年度の振り返りを行い今後も連携して活動していく。				

⑥『コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置』（計画書P54）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか （事業概要）	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。					
	具体的な 取り組み計画	各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。	各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。また、コミュニティワーカーを各地区に配置できるように検討を継続していきたい	各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。また、コミュニティワーカーを各地区に配置できるように予算化を目指して検討をしていく。			
DO	実施した 取り組み内容	コミュニティワーカーの配置を引き続き行った。	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、今後について協議を行った。				
	評価	B	B				
CHECK	評価の理由	地域住民の取り組みについて、現状の範囲においては支援できている。個別支援を意識した活動への対応には更に時間を要するため。	地域住民の取り組みについて、現状の範囲においては支援できている。個別支援を意識した活動への対応には更に時間を要するため。				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	地区社会福祉協議会14地区を4名のコミュニティワーカーで担っていることから、人工不足が否めない。個別支援を意識した活動への対応が出来るよう体制の見直しを含めた検討を行う。	コミュニティワーカーの配置について増員する場合の選定方法等を検討し、予算化を目指して提案していく。				

⑦『学校と地域の連携推進』（計画書P54）

【学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり				
施策の方向		6. 福祉コミュニティの充実				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。				
	具体的な 取り組み計画	<p>○保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針の承認などを行う学校運営協議会を39校園で設置する。</p>	<p>○学校運営協議会を61校園で設置する。 ○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区の民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</p>	<p>○地域学校協働本部を各中学校ブロック・塩浜学園に設置（16本部）し、地域のネットワークづくりを推進する。 ○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区の民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</p>		
DO	実施した 取り組み内容	<p>○学校運営協議会を26校園で設置した。 ○各地区社会福祉協議会が実施する事業として、学校を開催場所とした、独居高齢者などを招く会食会やコンサート、スポーツ大会など、児童・生徒・地域住民との相互交流を実施できるよう、支援を行った。 ○民生委員・児童委員協議会の児童委員会が、各地区内学校と地域の情報共有などを行えるよう、支援を行った。 ○地域の福祉課題の検討の場である地区推進会議に学校地域連携推進課も参加した。</p>	<p>○学校運営協議会を61校園で設置し、様々な協議が行われ、地域の声を生かした学校運営が推進された。 ○先行設置している地域学校協働本部（8本部）では、地域学校協働活動推進員を中心に、地域のネットワークを構築し、地域教育力の活用が推進された。 ○地域学校協働活動推進員を中心に、地域の活動を中学校ブロックごとにまとめた「コミュニティカレンター」を発行し、地域活動を可視化する取組を行うことができた。 ○各地区社会福祉協議会が実施する事業として、学校を開催場所とした、独居高齢者などを招く会食会やコンサート、スポーツ大会など、児童・生徒・地域住民との相互交流を実施できるよう、支援を行った。 ○民生委員・児童委員協議会の児童委員会が、各地区内学校と地域の情報共有などを行えるよう、支援を行った。</p>			

⑦『学校と地域の連携推進』（計画書P54）

【学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
CHECK	評価	A	A				
	評価の理由	<p>○概ね計画に沿って学校運営協議会を設置している。</p> <p>○引きこもりがちな高齢者や多世代の交流の機会を定期的に行うことで、顔の見える関係づくりにつながっている。</p> <p>○各地区での情報共有や相互交流により、児童生徒を地域で見守り、育てる機運が高まりつつある。</p>	<p>○学校運営に地域住民の声を反映させるために、4.7回（年間平均）の会議を開催することができた。</p> <p>○学校の現状と目標、地域の思いを共有することができた。</p> <p>○引きこもりがちな高齢者や多世代の交流の機会を定期的に行うことで、顔の見える関係づくりにつながっている。</p> <p>○各地区での情報共有や相互交流により、児童生徒を地域で見守り、育てる機運が高まりつつある。</p>				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	<p>○学校運営協議会について、平成28年度から順次設置してきているため、モデル校の実践事例が学校の理解につながった一方、新しい学習指導要領の移行期が重なったため、学校の負担が大きかった。</p>	<p>○学校運営協議会の委員として地域の方々にご理解・ご協力をいただいた。一方、委員とならなかった地域諸団体の方々と情報共有を徹底する必要がある。</p> <p>○地域ケアシステム推進連絡会に学校の地域学校協働活動推進員が参加し、地域住民と学校の情報共有が図れた地区もあった。</p>				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	<p>○学校の負担が少なくなるよう、教育委員会が支援する。</p> <p>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区の民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</p>	<p>地域学校協働本部の機能を生かし、学校を核として地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくこと。</p>				

⑧『自治（町）会の加入促進』（計画書P54）

【地域振興課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり				
施策の方向		6. 福祉コミュニティの充実				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。				
	具体的な 取り組み計画	市民課窓口でのパンフレットの配布 市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR	市民課窓口等でのパンフレットの配布 市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR	市民課窓口等でのパンフレットの配布 市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR		
DO	実施した 取り組み内容	市民課窓口等でのパンフレットの配布 市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR	市民課窓口等でのパンフレットの配布 市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR			
CHECK	評価	A	A			
	評価の理由	令和元年度の加入世帯数が前年と比較し増加したため	令和2年度の加入世帯数が前年と比較し増加したため			
	取り組んでみてうまくなった点・うまくなかった点	パンフレットの配布窓口を広げた。(行政サービスセンターを追加)	「市川市における自治会への加入促進に関する協定」の締結により、「自治会加入促進リーフレット」を宅建協会を通じて配布を行えるようになった。			
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。			

⑨『避難行動要支援者対策事業』（計画書P58）

【地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		7. 地域における防災体制充実の推進					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。					
	具体的な取り組み計画	制度改正に伴う避難行動要支援者名簿の整備	避難行動要支援者名簿の更新 自治(町)会への名簿活用の周知	避難行動要支援者名簿の更新 自治(町)会への名簿活用の周知			
	数値目標等	新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成30年度比)	-	+3%	+5%	+7%	+9%
D O	実施した取り組み内容	避難行動要支援者名簿の要件対象者宛てにDMを発送し、自治(町)会や民生委員と情報を共有することに同意する方の名簿を作成。名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。	名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供・更新した。 名簿未活用の自治(町)会に活用の手引きを配付した。				
C H E C K	実績	3,319人	3,307人				
	評価	-	C				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	・申請書裏面に避難支援が必要な理由等を申請時に記入してもらうことで、自治(町)会が対象者を訪問時に聞き取る等の負担を軽減できた。 ・名簿活用自治(町)会は119/226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。	・名簿活用自治(町)会は137/226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。 ・名簿の活用方法等の理解が不十分である。				
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。	自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。				

⑩『福祉避難所』（計画書P58）

【福祉部】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		7. 地域における防災体制充実の推進					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。					
	具体的な 取り組み計画	①福祉部で作成をしているマニュアル（まだ公にはなっていない）を基に訓練を行う ②優先的に開設をする箇所の検討（北・中・南） ③公の施設の備蓄状況の把握	①福祉部で作成しているマニュアルを基に訓練を行う ②福祉避難所マニュアルを完成させる ③協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。	①福祉部で作成しているマニュアルを基に訓練を行う ②福祉避難所マニュアルを完成させる ③協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。			
DO	実施した 取り組み内容	①総合防災訓練（9/1）拠点訓練（1/20）に併せて福祉避難所開設訓練を実施 ②優先的に開設する箇所を検討した ③公の施設の備蓄状況を把握した	①総合防災訓練（8/25）拠点訓練（1/19）に併せて福祉避難所開設訓練を実施 ②未完成 ③社会福祉法人親愛会（7/31）、株式会社オアソ（12/19）と災害時支援協定を締結				
	評価	B	B				
CHECK	評価の理由	初めて福祉避難所訓練を実施したことで、課題等が見えた	初めて参加する職員と共に訓練を実施した。 新たに災害時支援協定を締結した。				
	取り組んでみてうまかった点・うまくいかなかった点	福祉避難所を開設して、実際の様式を使用しながら要配慮者の受け入れや健康相談を実施した。また、協定事業者と連携し、ダンボールベッドや間仕切りを設置することができた。要配慮者を実際に移送するなどはしなかったため、次年度の訓練ではもう一歩実践に近づけて行いたい。	総合防災訓練では、実際に福祉タクシーで移送を行うなど、新たな取組ができた。また、障がい者の方に要配慮者役を行ってもらい、より実践的な訓練ができたと思う。 要配慮者役の方が、退所届の手続きを行わないで帰ってしまったので、もう少し時間を詰めて行うなども考えて行きたい。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	①避難所で要配慮者に聞いた内容を、福祉避難所でも聞いてしまうことがあったため、複写式にするなど検討が必要 ②訓練の際、障害者団体連絡会が多目的トイレの有無について、気にしていたので、事前に調整を行う。	福祉部の職員でも、災害時の役割を知らない方がいるので、マニュアルを完成させて周知していきたい。 また、災害時支援協定も継続して民間事業者などにアプローチを図る。				

⑪『ボランティア・NPO活動に関する情報提供』（計画書P59）

【ボランティア・NPO課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向		8. ボランティア・NPO活動の推進					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	市公式webサイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。					
	具体的な 取り組み計画	いちかわボランティア・NPO Webへ登録のある、300以上の団体のうち、15の団体について、市公式webサイトに情報を掲載し、情報誌を年3回発行する。	いちかわボランティア・NPO Web、市公式webサイト等における掲載情報の整理、情報誌における情報提供のあり方について検討を進めていく。	情報の発信先・掲載先について、Web（いちかわ・みんなで支え合いアプリ）が中心となることについて、市民等への周知を行っていく。			
DO	実施した 取り組み内容	市公式webサイトへ3団体の情報を掲載し、情報誌を年3回発行した。	情報誌の年1回発行、地域新聞に団体紹介記事(1団体)を掲載いただいた。				
CHECK	評価	C	C				
	評価の理由	情報誌を発行することができたが、情報掲載については計画した団体数に至らなかったため。	紙媒体からWeb（いちかわ・みんなで支え合いアプリ）を活用した形での情報提供や、新たに地域新聞を活用することなど、一定の方向性を見い出せた。しかしながら、情報量としては少なかったことから、当該評価とした。				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	情報収集の方法、市民への情報提供のあり方について、有効な手段を模索するに至らなかった。	新型コロナウイルスの影響もあり、市民活動団体等への掲載媒体の周知が十分に至っていない。				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	情報収集の方法や、情報提供のあり方について、見直し検討を図る。	社会情勢を注視し、適当な時期に掲載媒体についての周知等を市民活動団体等へ行う。				

⑫『住宅改修費の助成事業』（計画書P65）

【介護福祉課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり					
施策の方向		11. 住環境の整備					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。					
	具体的な取り組み計画	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知 			
	数値目標等	申請件数	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260
DO	実施した取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 新規委任受領事業者への説明会等の周知。 身体障害者手帳交付時の案内を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新委任受領事業者への説明会において、リハ専門職の講義も併せて実施し、必要性等の再確認も含めて周知。 				
	実績	1,478	1,347				
CHECK	評価	A	A				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	<ul style="list-style-type: none"> 委任受領事業者数は増加した。 住宅改修補助の対象となる工事としない工事を混同している相談に対して、制度を理解してもらうことが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 委任受領事業者数は増加した。 住宅改修補助の対象となる工事としない工事を混同している相談に対して、制度を理解してもらうことや書類の提出漏れ等があり審査等において困難なこともあった。 				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月実施予定の委任受領登録時業者対象の更新説明会において、適正な工事のための留意点等の周知を行う。 住宅改修補助の対象とならない工事に対して、相談時点で判断できることが好ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修補助の対象とならない工事に対して、相談時点で判断できることが好ましい。 				

⑬『生活困窮者自立支援』（計画書P69）

【生活支援課】

基本目標		基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり					
施策の方向		13. 就労と社会的自立の支援					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。					
	具体的な取り組み計画	○初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する		○初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する			
	数値目標等 自立相談支援事業における新規相談受理件数	450	460	470	480	490	500
D O	実施した取り組み内容	①新規相談受付（アトリチ対応含む） ②支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）		①新規相談受付（アトリチ対応含む） ②支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）			
C H E C K	実績	518	601				
	評価	A	A				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	○支援により就職した、困窮状態から脱却した、地域とつながり孤立が解消したなど ○信頼関係の構築前においては、問題点等の正確な把握等が困難であり適切な支援の早期実施が難しいなど		○困窮状態からの脱却 ・就労支援 ・家計改善支援 ○信頼関係の構築 ・相談者にとって必要な支援の拒否等			
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する ○各種支援事業の充実を図る ○関係機関等とのより円滑な関係の構築を図る		○信頼関係構築のための対応 ○関係機関との連携			

⑭『移動サービスの支援事業』（計画書P73）

【福祉政策課】

基本目標		基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり					
施策の方向		15. 移動の自由の確保					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	高齢者や障がい者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。					
	具体的な取り組み計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ・運転者受講料補助金において、補助を行う。 ・福祉有償運送の制度について、事業者及び利用対象者に対して周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ・運転者受講料補助金において、補助を行う。 ・福祉有償運送の制度について、事業者・利用対象者に対して周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ・運転者受講料補助金において、補助を行う。 ・福祉有償運送の制度について、事業者・利用対象者に対して周知を図る。 			
	数値目標等	福祉有償運送運営事業者数	8	9	10	11	12
DO	実施した取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会を年2回開催。 ・福祉有償運送の開始について案内を記載した事業者向けのチラシを作成し、事業者連絡協議会にて配布。 ・福祉有償運送の制度を案内することを目的とした、利用者向けのチラシを作成。庁内関係課窓口にて配布。 ・上記2点のチラシについて、市のホームページにおいて掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会を年2回開催。合計4団体の更新登録について協議、承認。 ・平成30年度に作成した事業者向け・利用者向けのチラシについて、引き続き市のホームページに掲載。 				
	実績	7	7				
CHECK	評価	A	A				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者連絡協議会において、参加していた事業者にチラシを配布することが出来た。 ・事業者数は増えなかったが、事業開始を検討する団体からの問い合わせを受けた。 ・周知後に新規団体から登録申請を受けることがなかったため、目に見える周知効果を得ることが出来なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの更新登録申請を受け、事業を継続していたことが出来た。 ・事業開始を検討する団体からの問い合わせがなく、新規団体からの登録申請を受けることがなかった。 				

⑭『移動サービスの支援事業』（計画書P73）

【福祉政策課】

基本目標		基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり					
施策の方向		15. 移動の自由の確保					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者受講料補助金の制度について、事業者に再度周知する。 ・利用対象者に向けて、チラシ以外の周知方法も検討する。（広報いちかわへの掲載等） ・事業者に対して引き続き周知を図る他、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者受講料補助金の制度について、事業者に対して周知を図る。 ・利用対象者向けのチラシを掲載している市ホームページの内容の充実を図る。 ・事業者に対して引き続き周知を図る他、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。 				

⑮『地域福祉の啓発』（計画書P75）

【福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向		16. 地域福祉に対する意識の啓発					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式webサイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。					
	具体的な 取り組み計画	地域福祉の啓発の取組みを進める。	より幅広い市民の方を対象とした事業について検討を進める。	より幅広い市民の方を対象とした事業について検討を進める。			
D O	実施した 取り組み内容	○地域での支えあい活動についてのWebページ・支え合い活動立ち上げ手引きの作成に取り組んだ。(公開は令和元年度) ○塩浜学園での「高齢化」をテーマにした授業(1回)、信篤・二俣地区の民生委員児童委員研修での「地域包括ケアシステム」をテーマにした説明において、支え合いの必要性を中心に据えた説明を行った。	○地区推進会議において、「地域ケアシステム・地域ケア拠点・地区社協活動の周知」「地域における団体・地域資源等との連携」をテーマに意見交換を行い、地域活動を多くの市民の方に知ってもらうための方策について情報を共有した。 ○「市川市地域福祉フォーラム」(10月11日開催、主催：市川市社会福祉協議会)の開催を支援した。				
	評価	B	B				
C H E C K	評価の理由	今後支え合い活動について市民に啓発するためのツール(Webページ・手引き)を整備することができた。	フォーラムにより、市内の多くの関係者が、地域福祉について考える機会を持つことができた。				
	取り組んでみてうまいった点・うまくいかなかった点	直接的には、意識の高い方を中心として支え合いの必要性を再確認していただく効果にとどまっており、それ以外の方へのはたらきかけが難しい。	直接的には、意識の高い方を中心として支え合いの必要性を再確認していただく効果にとどまっており、それ以外の方へのはたらきかけが難しい。				
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	より幅広い市民に対して、支え合い・地域づくりの必要性をはたらきかけることのできる方法を検討する必要がある。	より幅広い市民に対して、支え合い・地域づくりの必要性をはたらきかけることのできる方法を検討する必要がある。				

⑩『地域活動の担い手養成研修』（計画書P77）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向		17. 地域活動の担い手の確保と育成					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか （事業概要）	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。					
	具体的な取り組み計画	令和元年度からの実施に向けた準備を行う。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援サポーター」養成研修を年2回実施する。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援サポーター」養成研修を年2回実施する。			
	数値目標等 研修受講者数	100	100	100	100	100	100
D O	実施した取り組み内容	令和元年度からの担い手養成研修実施に向け、予算要求するとともに、事業の詳細を検討した。	「高齢者生活支援サポーター養成研修」を年2回実施するとともに、サポーターが活動する場所として、高齢者生活支援サービス提供団体の登録を募った。				
C H E C K	実績	O	77				
	評価	D	A				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	先行して取り組んでいる近隣自治体の情報を得ながら、順調に準備を進めることができた。	サポーター研修への参加者数は多かったが、サービス提供団体での活動につながったサポーターは少なかった。				
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	先行自治体とは異なる市川市の特性を踏まえて、お互い様事業を推進している社会福祉協議会、既に生活支援サービスを提供している団体等と連携を密にしながら進めていく必要がある。	社会福祉協議会や生活支援サービス提供団体と連携を図り、サポーターの活動の場を広げるとともに、研修終了後の継続支援及びサポーター自らが地域で支えあい活動を立ち上げることができるようなサポート体制の構築に向けて検討していく必要がある。				

⑰『相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業）』（計画書P77）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり				
施策の方向		17. 地域活動の担い手の確保と育成				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。				
	具体的な 取り組み計画	各地区の相談員や福祉員を対象とした講座や研修を実施	各地区の相談員や福祉員を対象とした講座や研修を実施	各地区の相談員や福祉員を対象とした講座や研修を実施		
D O	実施した 取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内126ヵ所あるサロンを運営する代表者に向けた活動支援講座「地域共生社会に向けて～サロンの効果と期待～」を実施 第7回目となる「てるぼサロンまつり」を実施。地区社協の福祉委員などが一同に会し情報交換や共有を図った。180名参加 	<ul style="list-style-type: none"> サロンを運営する代表者に向けた活動支援講座「虐待の現状と、サロン・地域に期待すること」を実施 各地区の相談員を対象として研修「相談におけるコミュニケーション技術」を実施 第8回目となる「てるぼサロンまつり」を実施。218名参加。 			
C H E C K	評価	A	A			
	評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> サロン活動支援講座では、地域共生社会に向けたサロンの効果や期待についてサロンの目的でもある、地域での居場所としての必要性や大切さを再確認することができた。 地区社協で運営するサロンについての情報交換や共有を図ることができた。他地区の取組について実際運営する方からの情報が得られたとの意見もあり。引き続き実施していく。 	相談員研修では、相談技法をワークショップ形式で学ぶことにより、日々の相談業務のヒントを得ることが出来たとの意見があった。			
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な見地から得られる情報など、今後の地域活動に活かせる内容であった。 各地区の特色を活かしたサロン運営の情報交換や共有の場所として定着しつつある。 	あいづちの打ち方など、具体的にわかりやすく、日々の相談業務に活かすことができる内容であった。今後も相談員のスキルアップに向けて支援をしていく。			
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	地域で活動する福祉委員に向けた講座や研修など引き続き実施していく。	地域で活動する福祉委員に向けた講座や研修など引き続き実施していく。			

⑱ 『地域活動応援制度の創設・実施』（計画書P79）

【福祉政策課、地域支えあい課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向		18. 地域資源の有効活用					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。					
	具体的な取り組み計画	市川市地域活動応援制度実施要綱を整備した	市公式Webサイトで情報提供を行った	市公式Webサイトで情報提供を行った			
	数値目標等	提供施設数	5	10	15	17	19
D O	実施した取り組み内容	市内特別養護老人ホーム等に対し、事業の説明を行い協力を仰いだ	市公式Webサイトで情報提供を行った。 希望する事業者、団体へ説明を行った。				
C H E C K	実績	0	5				
	評価	D	B				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	<ul style="list-style-type: none"> 市内特別養護老人ホーム等に対し事業の説明を行った際、想定以上に当事業への理解が得られた 要綱の整備に時間を要した 	新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を中断せざるを得ない状況となった。				
A C T I O N	次年度に留意すべき点・改善すべき点	市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、他事業所へのアプローチを実施する	事業再開の時期を見極め、希望する事業者、団体へ説明を行う。 市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、他事業所へのアプローチを実施する。				

⑱ 『地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業）』（計画書P79）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり				
施策の方向		18. 地域資源の有効活用				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。				
	具体的な 取り組み計画	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める		
DO	実施した 取り組み内容	公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた	公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた			
CHECK	評価	A	A			
	評価の理由	場の確保は実施出来ている	場の確保は実施出来ている			
	取り組んでみて うまかった点・うまく いかなかった点	場の確保は実施出来ているが、各拠点の環境整備が不足している	場の確保は実施出来ているが、各拠点の環境整備が不足している			
ACTION	次年度に留意 すべき点・ 改善すべき点	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める			

⑳『団地集会所の開放』（計画書P80）

【市営住宅課】

基本目標		基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり				
施策の方向		18. 地域資源の有効活用				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。				
	具体的な 取り組み計画	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。		
DO	実施した 取り組み内容	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。			
	評価	A	A			
CHECK	評価の理由	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。			
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	自治会や各種団体が集会所を利用して、さまざまな活動を行うことができた。	自治会や各種団体が集会所を利用して、さまざまな活動を行うことができた。			
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	今後とも、集会所を利用して、さまざまな活動ができるように集会所の開放を行っていく。	今後とも、集会所を利用して、さまざまな活動ができるように集会所の開放を行っていく。			

②1 『地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム）』（計画書P80）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり				
施策の方向		18. 地域資源の有効活用				
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか (事業概要)	地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。				
	具体的な 取り組み計画	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める		
DO	実施した 取り組み内容	学校地域連携推進課と情報の共有を図った	保健センターと情報の共有を図った			
CHECK	評価	A	A			
	評価の理由	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した			
	取り組んでみてうまくなった点・うまくなかった点	学校地域連携推進課が所管する学校運営協議会と情報の共有を継続して図っていく	保健センター職員が全ての地区の会議に参加したことで情報共有が図れるようになった			
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う			

②『個人情報適正活用支援』（計画書P82）

【地域支えあい課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向		19. 情報共有・管理の充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PLAN	何をすべきか （事業概要）	地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配付します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。					
	具体的な取り組み計画	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットを作成	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットの配付	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットの配付			
	数値目標等	リーフレットの作成等	作成	配付	見直し	見直し以降の対応	見直し以降の対応
DO	実施した取り組み内容	リーフレットの作成	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットを作成し、市公式Webサイトへ公開した。				
CHECK	実績	作成	Webサイトでの公開				
	評価	A	B				
	取り組んでみてうまくいった点・うまくいかなかった点	分かり易い内容に心掛けた	配付については来年度対応することとなった				
ACTION	次年度に留意すべき点・改善すべき点	活動を行う為に必要となる基礎的なリーフレットの配付	活動を行う為に必要となる基礎的なリーフレットの配付				